

3. 2 社会的状況

3. 2. 1 人口

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の面積、人口、世帯数は、表 3-2.1 のとおりである。安佐北区の広島市全市に対する割合は、面積が 47.6%、人口が 13.7%となっている。また、安佐南区の広島市全市に対する割合は、それぞれ 15.8%、19.0%となっている。

表 3-2.1 面積・人口・世帯数

項目	単位	安佐北区	安佐南区	全市
面積	km ²	353.35 (47.6%)	117.19 (15.8%)	742.14
人口	総数	155,969 (13.7%)	216,263 (19.0%)	1,141,119
	男	75,245 (13.6%)	107,113 (19.3%)	554,404
	女	80,724 (13.8%)	109,150 (18.6%)	586,715
世帯数	戸	60,056 (12.2%)	86,522 (17.6%)	490,783

注1) 面積は平成 16 年 10 月 1 日現在、。人口・世帯数は平成 17 年 8 月末日現在である。

注2) ()内は広島市に占める比率を示している。

資料：「広島市市勢要覧（平成 16 年版）」（平成 17 年 3 月、広島市）

「住民基本台帳による町丁目・大字別人口及び世帯数」（平成 17 年、広島市）

3. 2. 2 産業

① 産業別従業者数

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の産業別従業者数は、表 3-2.2 のとおりである。これによると安佐北区、安佐南区、広島市全市ともに第 3 次産業の従業者が最も多く、次いで第 2 次産業、第 1 次産業となっている。

表 3-2.2 産業別従業者数

単位：人

項目	安佐北区	安佐南区	全市
第 1 次産業	98 (29.1%)	25 (7.4%)	337
第 2 次産業	11,983 (10.2%)	13,605 (11.6%)	117,632
第 3 次産業	30,093 (6.6%)	43,166 (9.5%)	453,949
総数	42,174 (7.4%)	56,796 (9.9%)	571,918

注1) 平成 13 年 10 月 1 日現在。

注2) ()内は広島市に占める比率を示している。

資料：「平成 13 年 事業所・企業統計調査報告（第 3 巻 事業所及び企業に関する集計 都道府県編<34 広島県> その 1）」平成 14 年、総務省統計局

② 農業

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の農家数等は、表 3-2.3 のとおりである。これによると安佐北区、安佐南区及び広島市全市ともに農家数では第 2 種兼業農家が、経営耕地面積では田の割合が最も多くなっている。

表 3-2.3 農家数等

区 分		単位	安佐北区	安佐南区	全市
農家数	専業農家	戸	428 (51.0%)	240 (28.6%)	839
	第 1 種兼業農家	戸	94 (37.2%)	102 (40.3%)	253
	第 2 種兼業農家	戸	971 (46.0%)	496 (23.5%)	2,113
	総数	戸	1,493 (46.6%)	838 (26.1%)	3,205
農家人口		人	12,247 (43.6%)	6,747 (24.0%)	28,069
経営耕地 面積	田	a	93,313 (53.5%)	32,997 (18.9%)	174,424
	畑	a	16,715 (40.3%)	12,920 (31.1%)	41,504
	樹園地	a	4,482 (36.0%)	1,834 (14.7%)	12,436
	総数	a	114,510 (50.1%)	47,751 (20.9%)	228,364

注 1) 平成 12 年 2 月 1 日現在。

注 2) 農家数は自給的農家は含まれていない。

注 3) () 内は広島市に占める比率を示している。

資料：「2000 年世界農林業センサス 広島西部地域統計書」

(平成 13 年 2 月、中国四国農政局広島統計情報事務所)

③ 工業

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の事業所数は、表 3-2.4 のとおりである。これによると、安佐北区、安佐南区ともに広島市全市に対する割合は、製造品出荷額等に比べると、事業所数、従業者数がやや高くなっている。

表 3-2.4 事業所数等

区 分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
安佐北区	315 (20.4%)	10,139 (20.9%)	20,771,200 (12.0%)
安佐南区	182 (11.8%)	3,733 (7.7%)	12,258,176 (7.1%)
全 市	1,541	48,411	172,691,727

注 1) 平成 15 年 12 月 31 日現在。

注 2) () 内は広島市に占める比率を示している。

資料：「広島市統計書 (平成 16 年版)」(平成 17 年 3 月、広島市)

④ 商業

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の商店数等は、表 3-2.5 のとおりである。これによると、広島市全市に対する安佐北区の割合は、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに、卸売業よりも小売業の方が高くなっている。

表 3-2.5 卸売・小売業

区 分	事業所数 (一)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	
卸売業	安佐北区	209 (4.0%)	2,034 (3.4%)	10,311,378 (1.4%)
	安佐南区	386 (7.3%)	4,002 (6.6%)	22,093,729 (3.0%)
	全市	5,255	60,378	727,541,508
小売業	安佐北区	989 (9.7%)	7,288 (9.6%)	11,754,528 (8.3%)
	安佐南区	1,295 (12.6%)	11,506 (15.1%)	20,532,716 (14.6%)
	全市	10,244	75,984	140,799,115

注1) ()内は広島市に占める比率を示している。

資料：「平成14年(2002年)商業統計調査結果報告書」(平成16年3月、広島市)

3.2.3 土地利用

① 地目別土地面積

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の地目別土地面積は、表 3-2.6 のとおりである。これによると、安佐北区、安佐南区、広島市全市ともに山林が最も広がっている。次いで、安佐北区は田、安佐南区及び広島市全市は宅地となっている。

表 3-2.6 地目別土地面積

地目	単位：千m ²		
	安佐北区	安佐南区	全市
宅地	15,306	14,798	78,744
田	15,635	4,204	27,682
畑	5,158	2,326	13,240
山林	112,308	28,511	201,902
原野	1,915	270	3,372
池沼	15	11	32
塩田、牧場、鉱泉地	—	—	—
雑種地	4,534	4,359	14,772
軌道用地	651	119	2,430
総数	155,522	54,598	342,174

注：平成 16 年 1 月 1 日現在。

資料：「広島市統計書（平成 16 年版）」（平成 17 年 3 月、広島市）

② 土地利用計画

安佐北区、安佐南区及び広島市全市の都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2.7 のとおりである。これによると、安佐北区、安佐南区及び広島市全市ともに、用途地域では第 1 種住居地域が最も広がっている。

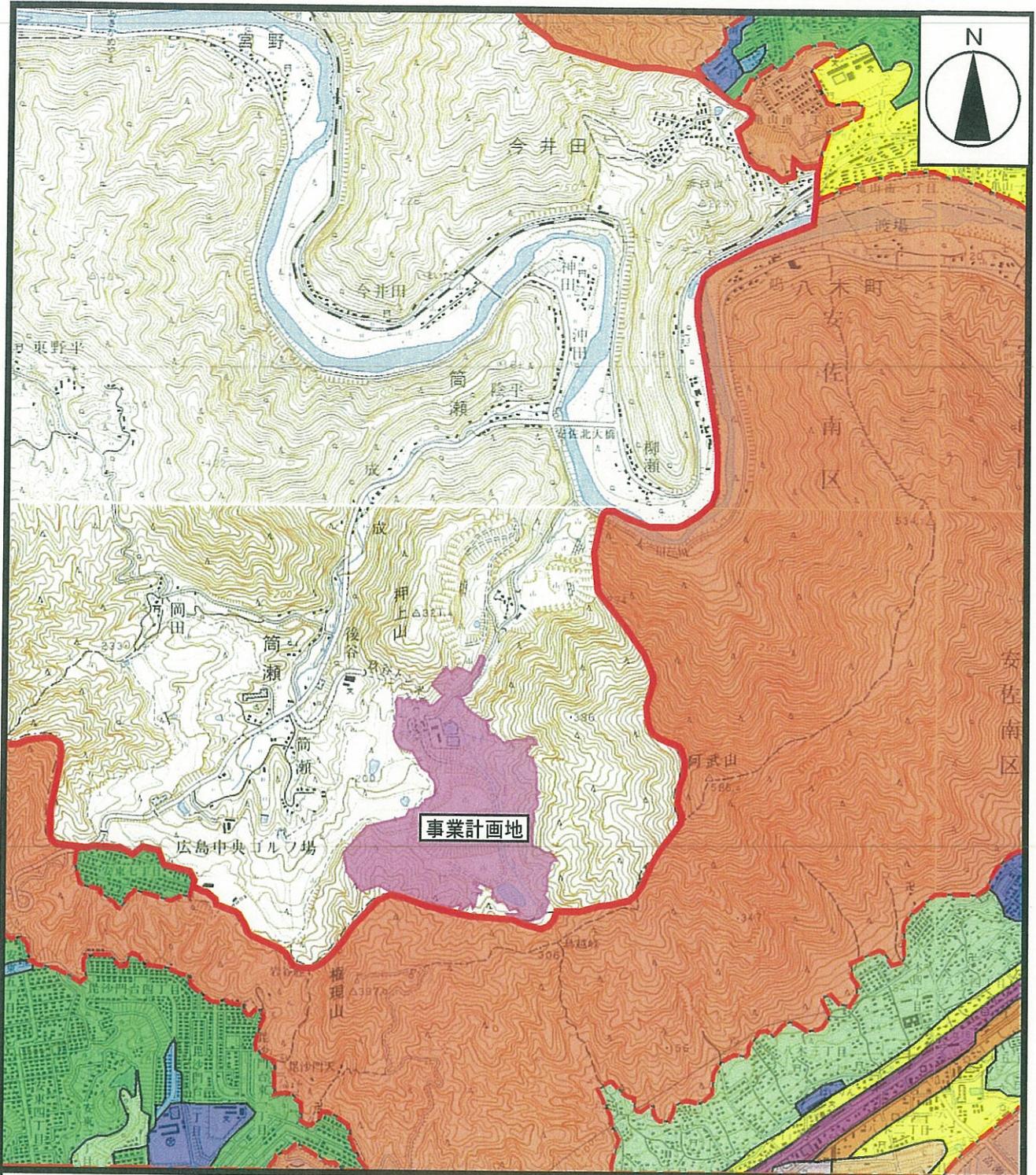
また、事業計画地周辺の都市計画区域等指定状況は、図 3-2.1 のとおりであり、事業計画地は全域が都市計画区域外である。

表 3-2.7 都市計画区域等

(平成 15 年度末現在、単位：ha)

項 目		安佐北区	安佐南区	全市
都市計画区域	市街化区域	2,133	3,285	15,298
	市街化調整区域	4,169	4,158	21,147
	総面積	6,302	7,443	36,445
用途地域	第一種低層住居専用地域	649	897	3,246
	第二種低層住居専用地域	5	5	22
	第一種中高層住居専用地域	154	207	782
	第二種中高層住居専用地域	67	257	1,329
	第一種住居地域	827	1,129	4,599
	第二種住居地域	68	266	1,032
	準住居地域	22	13	66
	近隣商業地域	88	292	1,188
	商業地域	8	16	695
	準工業地域	138	108	1,372
	工業地域	108	96	667
	工業専用地域	—	—	300
総面積	2,133	3,285	15,298	

資料：「広島市統計書（平成 16 年版）」（平成 17 年 3 月、広島市）



凡例

事業計画地	
都市計画区域	
市街化区域	
市街化調整区域	

用途地域	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	準工業地域	

S=1:25,000



資料：「広島市都市計画総括図」
(平成16年、広島市)

図3-2.1 都市計画区域等

3. 2. 4 水域利用

事業計画地周辺には、一級河川の太田川が流れている。事業計画地周辺における漁業権設定状況は、表 3-2. 8 及び図 3-2. 2 のとおりである。

事業計画地周辺では、第 5 種共同漁業権（内水共第 30 号）が設定されており、あゆ、こい、うなぎ、もくずがに等の漁業が行われている。

表 3-2. 8 漁業権設定状況

免許番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の存続期間
		種類	名称		
内水共第 30 号	太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川、三篠川（広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯郡湯来町、山県郡加計町、豊平町、筒賀村）	第 5 種共同漁業	あゆ こい うなぎ もくずがに	太田川 漁業協同 組合	平成 16 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日
内水共第 31 号	太田川、吉山川、高山川、西宗川（広島市安佐北区、佐伯郡湯来町、山県郡加計町、豊平町、筒賀村）	第 5 種共同漁業	ます		
内水共第 32 号	高山川（広島市安佐北区安佐町）	第 5 種共同漁業	ふな		

資料：「漁業権一覧簿（内水面共同・区画）」（平成 16 年 1 月、広島県農林水産部水産漁港課）

3. 2. 5 交通

事業計画地周辺の交通網は図 3-2. 3 のとおりである。

事業計画地北側の太田川沿いに県道 177 号下佐東線、県道 267 号宇津可部線が東西に走っており、安佐北大橋から南西に向けて県道 269 号今井田緑井線が走っている。事業計画地南東側には国道 54 号、県道 270 号八木緑井線が走っている。

事業計画地へは、県道 177 号下佐東線、県道 269 号今井田緑井線から市道安佐北 4 区 440 号線等を利用してアクセスすることになる。

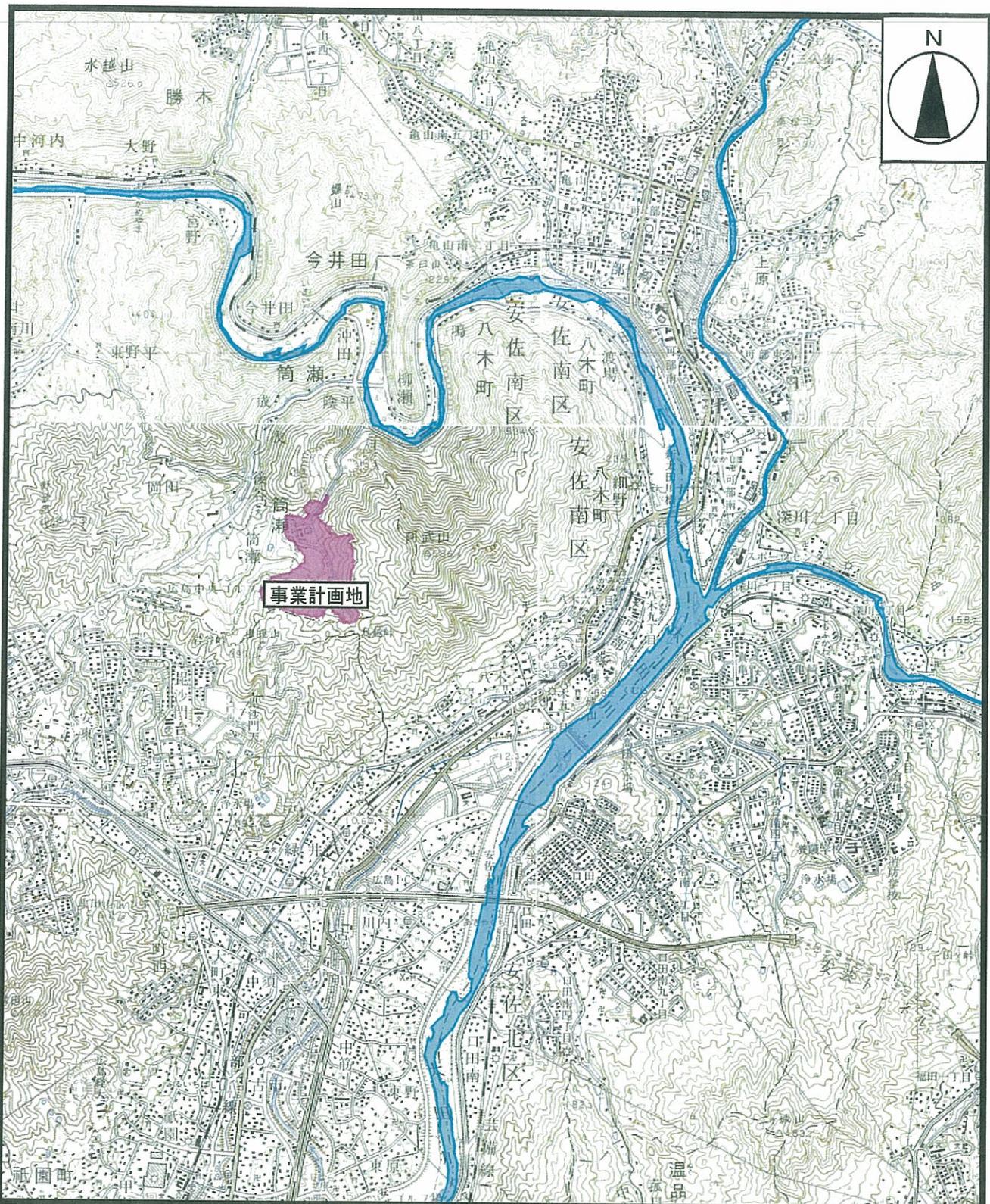
また、「平成 11 年度道路交通センサス」（平成 13 年 3 月、国土交通省道路局）によると、事業計画地周辺では図 3-2. 3 に示す 3 地点で交通量調査が行われている。各地点の交通量調査結果は、表 3-2. 9 のとおりである。

事業計画地へのアクセスに利用される県道 177 号下佐東線の交通量は、平日が 4,074 台/日、休日が 1,574 台/日であり、県道 269 号今井田緑井線の交通量は、平日が 3,454 台/日、休日が 1,740 台/日となっている。

表 3-2. 9 交通量

地点	車線数	車道幅員 (m)	平日 (台)			休日 (台)		
			昼間	夜間	合計	昼間	夜間	合計
No. 1 : 県道 269 号 (今井田緑井線)	2	6.8	2,878	576	3,454	1,415	325	1,740
No. 2 : 県道 177 号 (下佐東線)	2	7.8	3,395	679	4,074	1,280	294	1,574
No. 3 : 県道 267 号 (宇津可部線)	2	6.8	4,023	1,167	5,190	3,215	868	4,083

資料：「平成 11 年度道路交通センサス」（平成 13 年 3 月、国土交通省道路局）



凡例

事業計画地	
内水共第30号 (第5種共同漁業権)	

S = 1 : 50,000

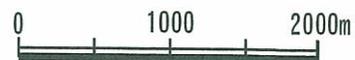
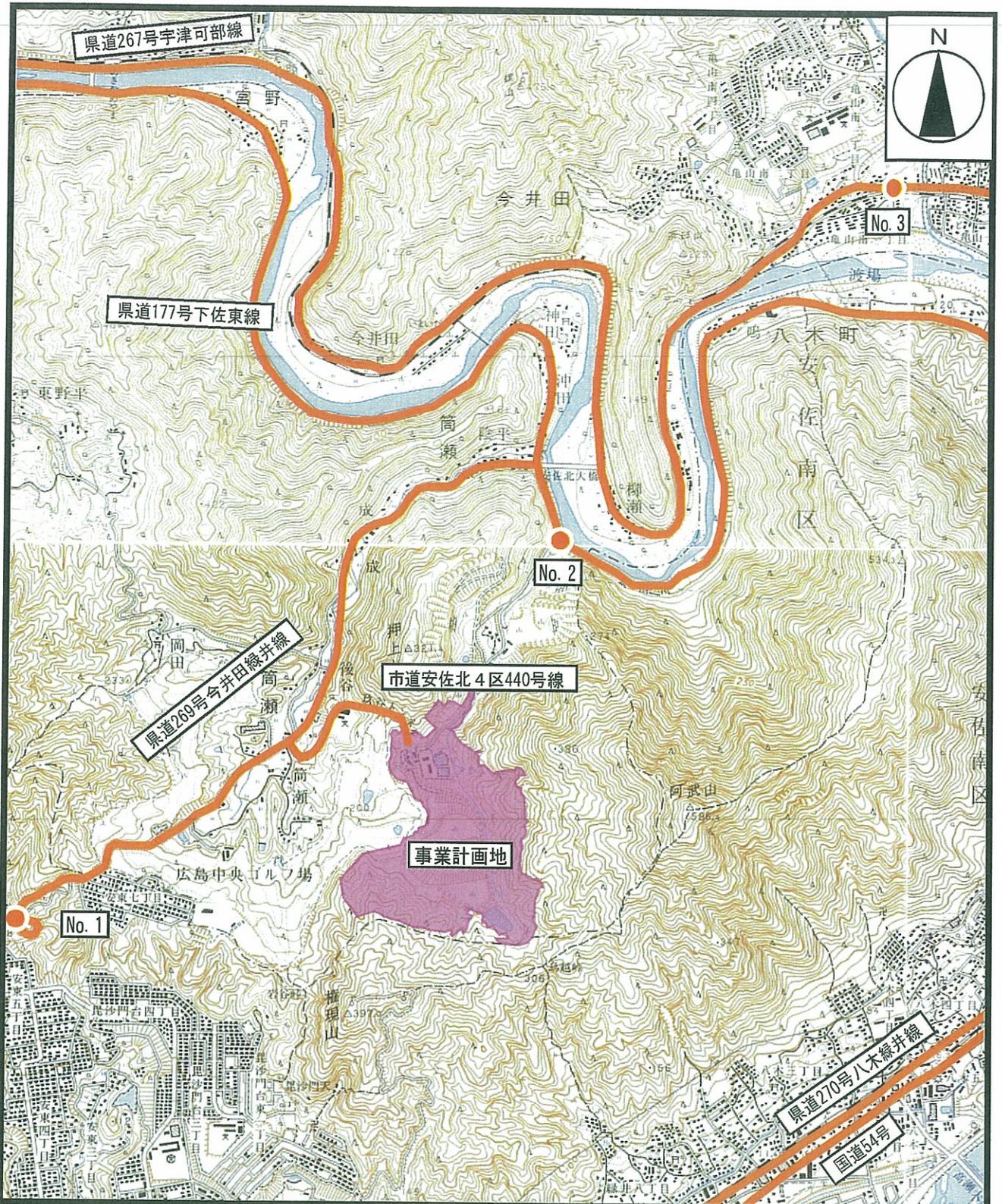


図3-2.2 漁業権設定状況

資料：「内水面漁業権連絡図」（平成16年1月、広島県）



凡例

事業計画地	
交通量調査地点 (No. 1~No. 3)	

S=1:25,000



図3-2.3 交通網図

3.2.6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

① 教育文化施設

安佐北区、安佐南区及び広島市に存在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校数は表 3-2.10 のとおりである。

また、事業計画地周辺の教育施設は図 3-2.4 のとおりである。事業計画地の北西側には筒瀬小学校が近接している。

表 3-2.10 幼稚園、小学校、中学校、高等学校数

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
広島市	116	142	73	44
安佐北区	22	28	11	6
安佐南区	25	24	12	6

注) 平成 16 年 5 月 1 日現在。

資料：「広島市統計書（平成 16 年版）」（平成 17 年 3 月、広島市）

② 保健医療施設

安佐北区、安佐南区及び広島市に存在する病院数等は表 3-2.11 のとおりである。なお、事業計画地周辺に病院は存在しない。

表 3-2.11 病院数等

区 分	病 院	一般診療所	歯科診療所
広島市	93	1,167	634
安佐北区	5	111	58
安佐南区	9	136	89

注) 平成 14 年 10 月 1 日現在。

資料：「広島市統計書（平成 15 年版）」（平成 16 年 3 月、広島市）

3.2.7 生活環境施設

① 上水道

広島市全市の平成 13 年度末における上水道普及率は、給水区域内人口に対して約 96.6%である。なお、事業計画地は、給水区域内に位置する。

② 下水道

広島市全市の平成 14 年度末における公共下水道普及率は、行政区域内人口に対して約 90.0%である。なお、事業計画地は、処理区域外に位置するが、玖谷埋立地からの浸出水は、浸出水調整池で流量調整した後、下水道へ放流している。



凡例

事業計画地	
小学校	
中学校	
高等学校	
幼稚園	

S=1:25,000



図3-2.4 教育施設位置図

3.2.8 環境の保全に係る法令等

① 法令等に基づく指定及び規制

ア 自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3-2.12 のとおりである。また、事業計画地周辺における自然環境関係法令に基づく指定状況（農業地域、森林地域、砂防指定地、鳥獣保護区等）は図 3-2.5 のとおりである。

表 3-2.12 自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無 〔○：指定あり〕 〔×：指定なし〕	参照図
			事業計画地	
自然環境保全法	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	—
		自然環境保全地域	×	—
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	○	図 3-2.5 (4)
	広島県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	—
		緑地環境保全地域	×	—
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	×	—	
	大規模行為届出対象地域	×	—	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	—
		農業地域	○	図 3-2.5 (1)
		森林地域	○	図 3-2.5 (2)
		自然公園地域	×	—
		自然保全地域	×	—
	都市計画法	都市計画区域	×	図 3-2.1
		用途地域	×	図 3-2.1
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	図 3-2.5 (1)
農用地区域		×	〃	
防災	森林法	国有林	×	図 3-2.5 (2)
		保安林	○	〃
		地域森林計画対象民有林	○	〃
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	図 3-2.5 (3)
	砂防法	砂防指定地地すべり防止区域	○	〃
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	〃
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	〃
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	× ^{注1)}	〃	
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1.22
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	×	〃

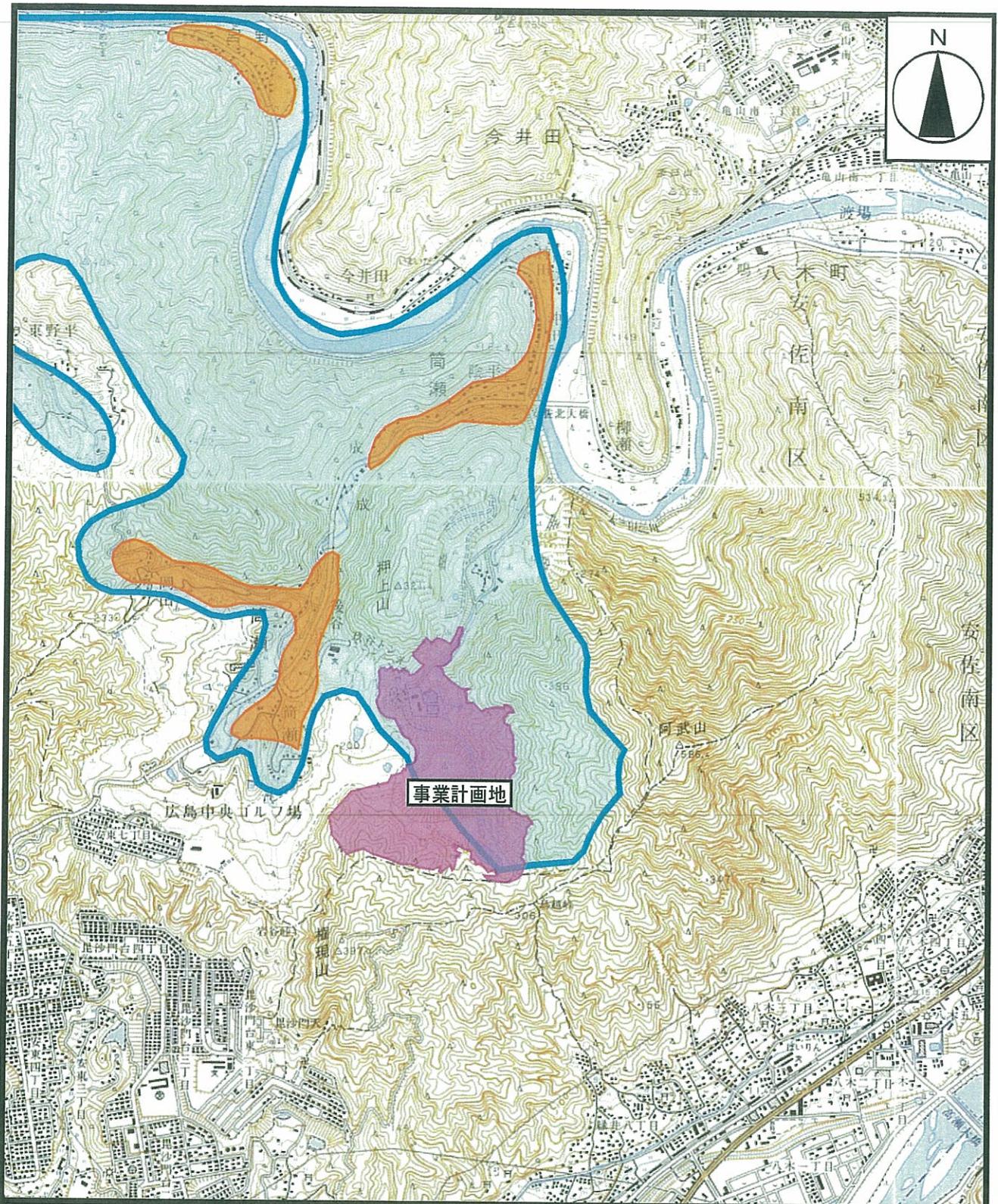
注 1) 事業計画地は宅地造成工事規制区域に指定されているが、最終処分場は対象とならないため×とした。

資料：「広島県鳥獣保護区等位置図」（平成 15 年、広島県）

「広島県土地利用総合規制図」（平成 6 年、広島県）

「平成 16 年（2004 年）版 環境白書」（平成 16 年 9 月、広島県）

「広島市都市計画総括図」（平成 13 年、広島市）



凡例

事業計画地		
農業地域	農業振興地域	
	農用地区域	

S=1:25,000

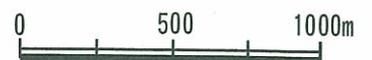
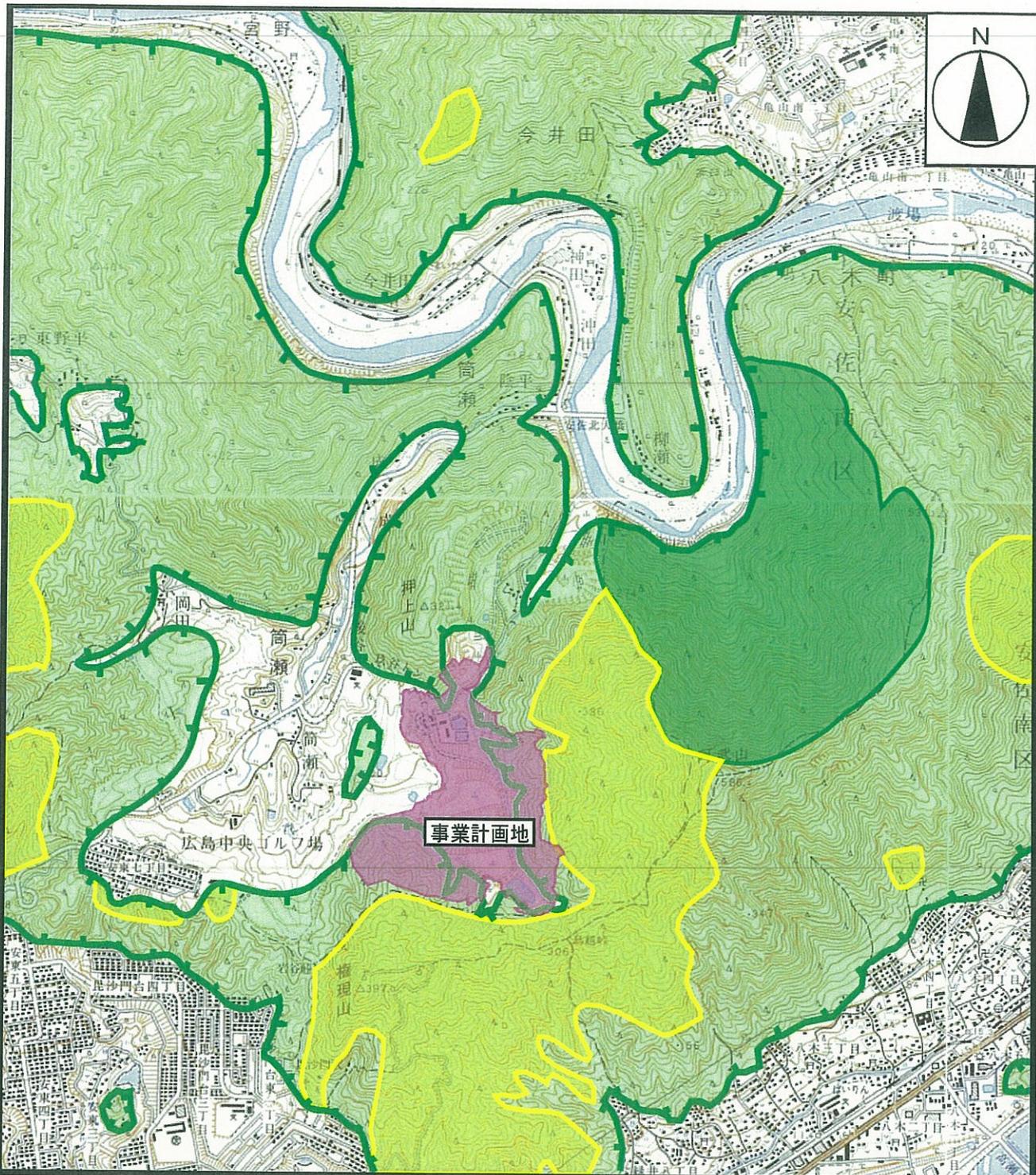


図3-2.5(1) 農業地域指定状況

資料：「土地利用計画図」（平成8年、広島市）



凡例

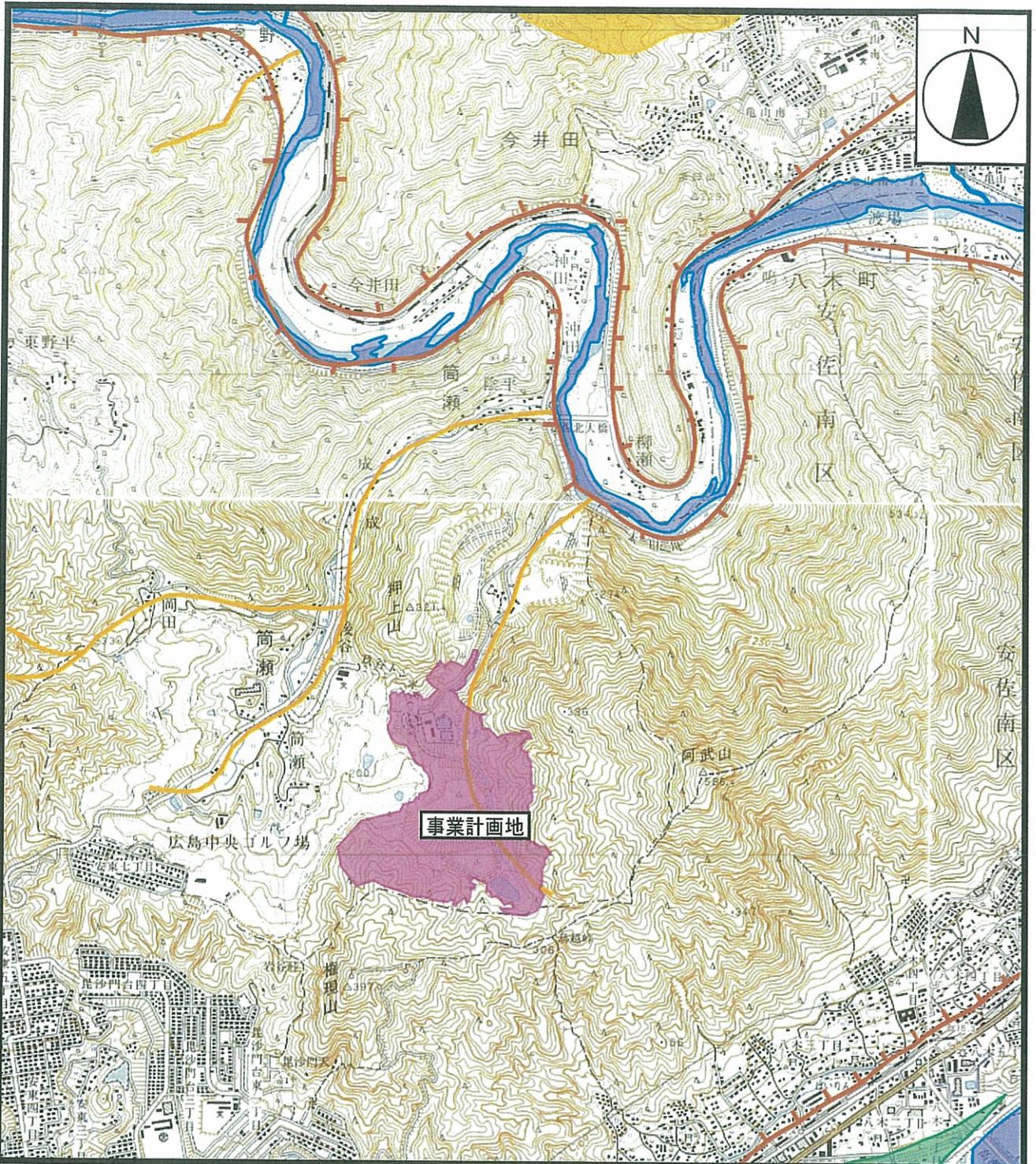
事業計画地	
森林地域	
国有林	
地域森林計画対象民有林	
保安林	

S = 1 : 25,000



資料：「広島県土地利用総合規制図」（平成6年、広島県）

図3-2.5 (2) 森林地域指定状況



凡例

事業計画地	
砂防指定地	
河川区域	
河川保全区域	
宅地造成工事規制区域	

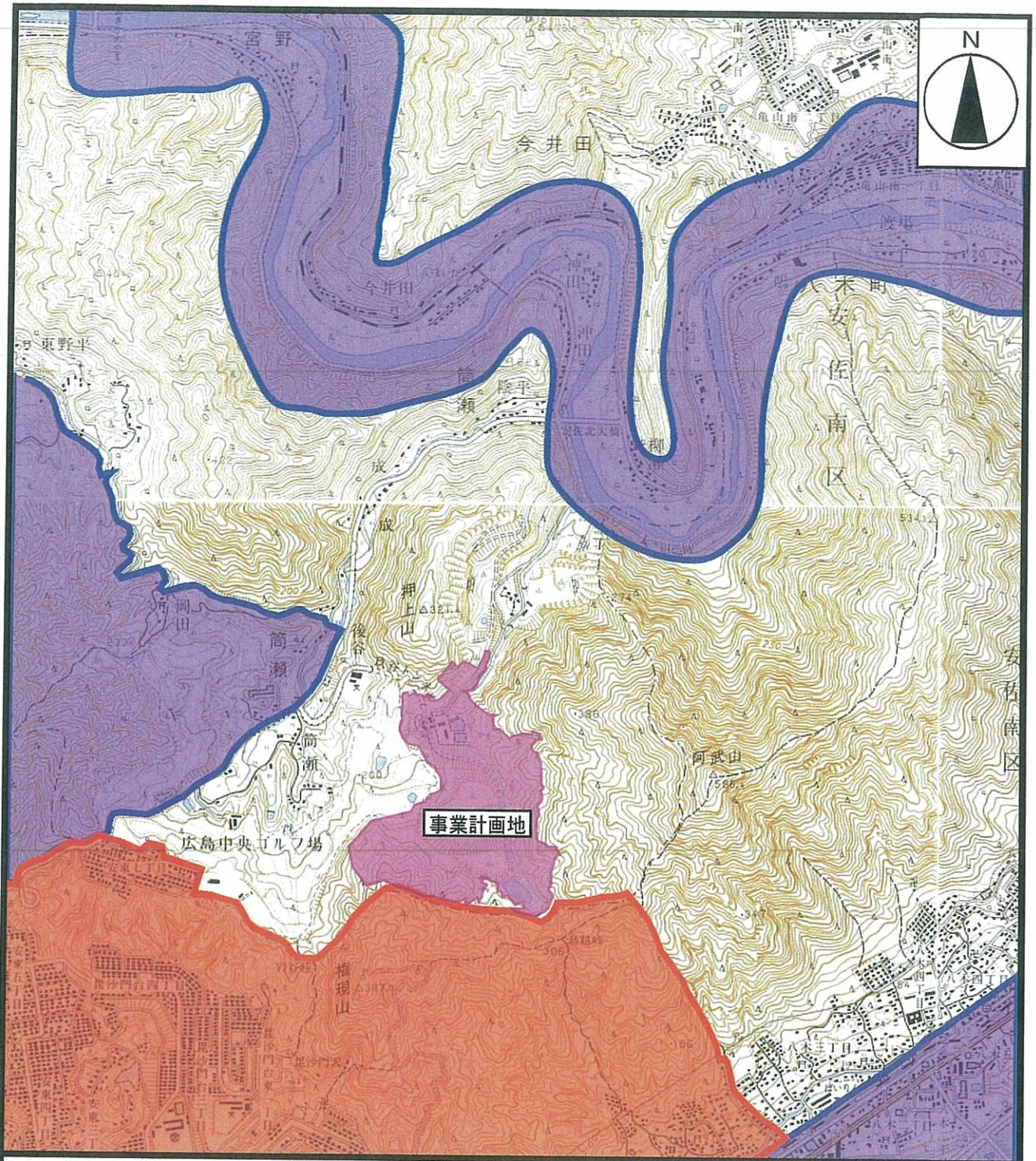
S = 1 : 25,000



図3-2.5 (3)

- ・河川区域指定状況
- ・砂防指定地指定状況
- ・宅地造成工事規制区域指定状況

資料：「広島県土地利用総合規制図」（平成6年、広島県）



凡 例

事業計画地	
鳥獣保護区	
銃猟禁止区域	

S=1:25,000



図3-2.5(4)
鳥獣保護区等位置図

資料：「広島県鳥獣保護区等位置図」（平成15年、広島県）

イ 公害関係法令に基づく環境基準の設定状況及び規制の状況

(7) 大気汚染

a 環境基準

大気汚染に係る環境基準等は、表 3-2. 13 のとおりである。

表 3-2. 13 大気の汚染に係る環境基準

昭和 48 年環境庁告示第 25 号
 昭和 53 年環境庁告示第 38 号
 昭和 51 年環境庁通知
 平成 9 年環境庁告示第 4 号
 平成 11 年環境庁告示第 68 号
 平成 14 年環境省告示第 46 号

物 質	環境上の条件	調査方法
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度調査方法又はこの方法によって調査された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により調査する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により調査する方法
備考		
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 4. ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		

(4) 騒音

a 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3-2. 14 のとおりである。

事業計画地周辺における類型指定状況は図 3-2. 6 のとおりであり、事業計画地は広島県告示により B 類型に指定されている。

表 3-2. 14 騒音に係る環境基準

平成 10 年環境庁告示第 64 号
平成 11 年広島県告示第 149 号

「道路に面する地域以外の地域」

地域の類型	基準値	
	昼間 (6~22 時)	夜間 (22~6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 広島県における地域の類型を当てはめる地域は以下のとおりである。

AA 類型：該当地域なし

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域 (C 類型に該当する区域を除く。)

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、佐伯区湯来町のうち大字下 (字宇佐・字津伏・字久日市)、大字伏谷 (字今山 (137 番地の 1~137 番地の 55、145 番地、146 番地、149 番地)、字岡野原 (778 番地の 1~778 番地の 14)) の地域

「道路に面する地域」

地域の類型	基準値	
	昼間 (6~22 時)	夜間 (22~6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

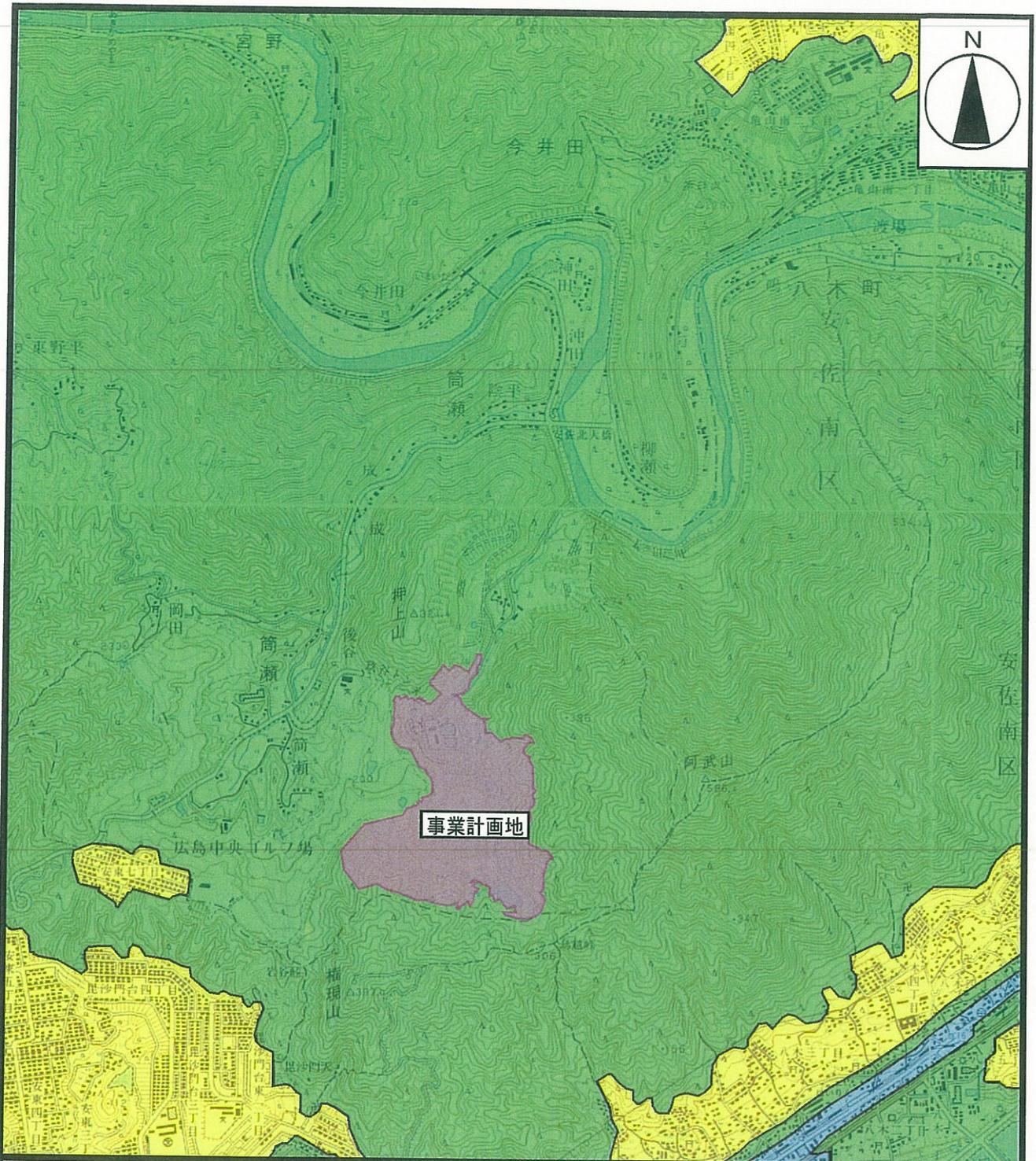
注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6~22 時)	夜間 (22~6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。) 並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。



凡 例

	事業計画地	
	環境基準類型	規制区域
	A類型	a区域
	B類型	b区域
	C類型	c区域

S=1:25,000



図3-2.6

- ・環境基準類型指定状況（騒音）
- ・規制区域指定状況（自動車騒音）

b 規制基準等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は、表 3-2. 15 のとおりである。また、表 3-2. 16 のとおり、自動車騒音の要請限度が定められている。

事業計画地は、特定工場の区域指定として第二種区域（図 3-2. 7 参照）、自動車騒音の区域指定として b 区域（図 3-2. 6 参照）に指定されている。

表 3-2. 15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

昭和 61 年広島市告示第 96 号

区域の区分	昼間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜間 (22～6 時)
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考

- 騒音の調査は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 広島市における区域の指定は次のとおりである。
 - 第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
 - 第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第三種区域に該当する区域を除く。）
 - 第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・宇津伏・字久日市）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1～137 番地の 55、145 番地、146 番地、149 番地）、字岡野原（778 番地の 1～778 番地の 14））の地域
 - 第四種区域：工業地域、工業専用地域

表 3-2. 16 自動車騒音の要請限度

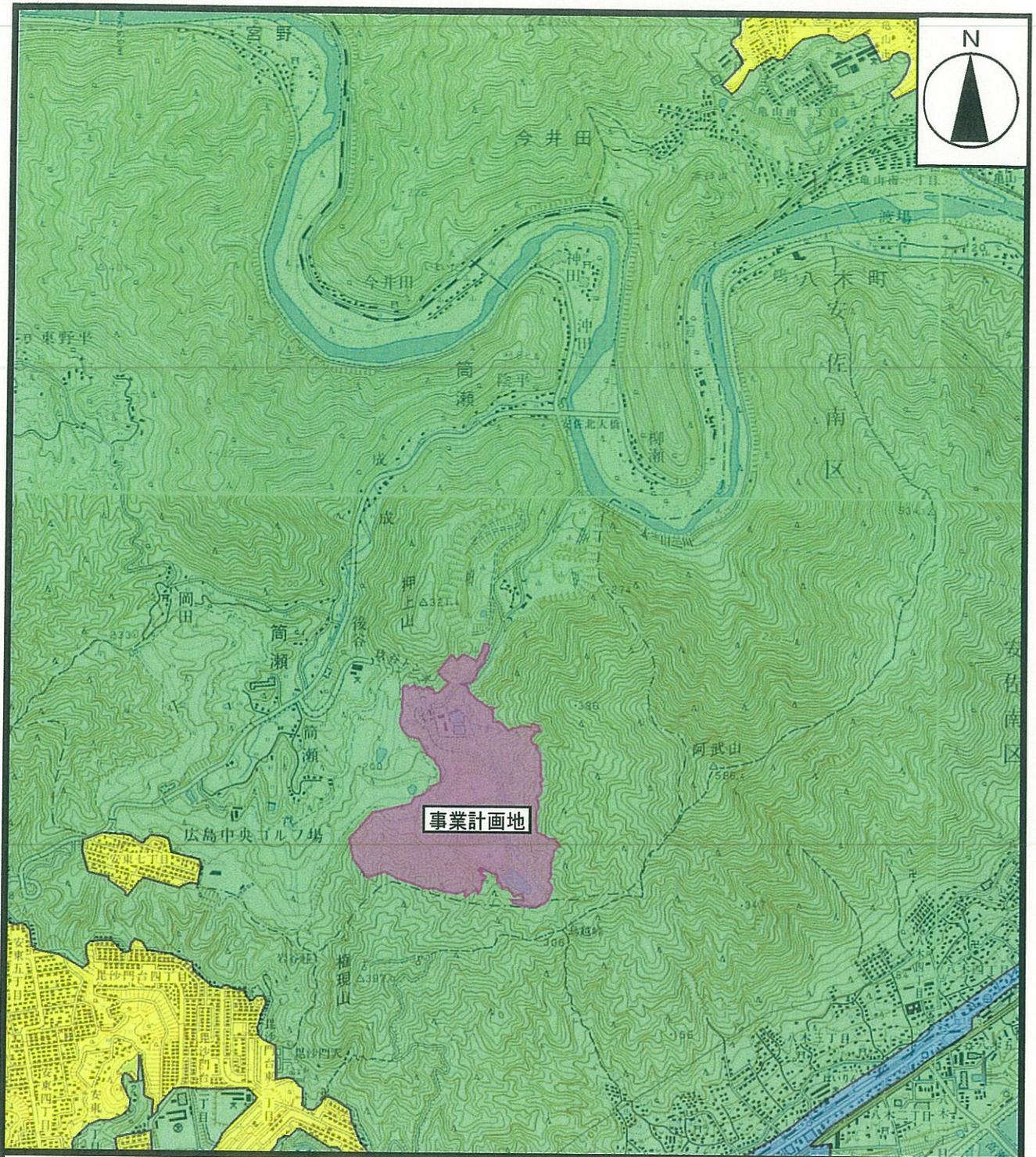
昭和 46 年総理府・厚生省令第 3 号

昭和 61 年広島市告示第 96 号

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域、及び c 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

- 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
- 広島市における区域の指定は以下のとおり。
 - a 区域：表 3-2. 15 の備考 2 の第一種区域及び第二種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
 - b 区域：表 3-2. 15 の備考 2 の第二種区域（a 区域に該当する区域を除く。）
 - c 区域：表 3-2. 15 の備考 2 の第三種区域、第四種区域



凡例

	事業計画地
	規制区域
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域
	第四種区域

S=1:25,000



図3-2.7
 ・規制区域指定状況
 (特定工場等からの騒音)

(ウ) 振動

a 規制基準等

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は、表 3-2. 17 のとおりである。また、表 3-2. 18 のとおり、道路交通振動の要請限度が定められている。

事業計画地周辺における区域の指定状況は図 3-2. 8 のとおりであり、事業計画地は第一種区域に指定されている。

表 3-2. 17 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準
昭和 61 年広島市告示第 97 号

区域の区分	昼間 (7～19 時)	夜間 (19～7 時)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 振動の調査は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 2 広島市における区域の指定は次のとおり。
第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第三種区域に該当する区域を除く。）
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・宇津伏・字久日市）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1～137 番地の 55、145 番地、146 番地、149 番地）、字岡野原（778 番地の 1～778 番地の 14））の地域

表 3-2. 18 道路交通振動の要請限度

昭和 51 年総理府令第 58 号
昭和 61 年広島市告示第 97 号

区域の区分	昼間 (7～19 時)	夜間 (19～7 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等の振動の場合と同様である。
- 2 振動の調査場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 3 振動の調査は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の調査を 4 時間以上行うものとする。
- 4 振動レベルは、5 秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の調査値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

(I) 悪臭

a 規制基準等

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準は、平成 16 年 1 月 1 日より改正され、規制基準はそれまでの特定悪臭物質の濃度規制から臭気指数規制へと移行した。

広島市における悪臭物質の規制基準は、平成 15 年以前は表 3-2. 19 (1)、平成 16 年以降は表 3-2. 19 (2) のとおりであり、市内全域が規制地域として定められた。

事業計画地周辺における規制地域の指定状況は、図 3-2. 9 のとおりであり、第 3 種区域に該当する。

表 3-2. 19 (1) 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準（廃止）

平成 7 年広島市告示第 111 号
(平成 15 年 12 月 31 日限り廃止)

[敷地境界線]

特定悪臭物質の種類	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質の種類	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

表 3-2. 19 (2) 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

平成 15 年広島市告示第 314 号

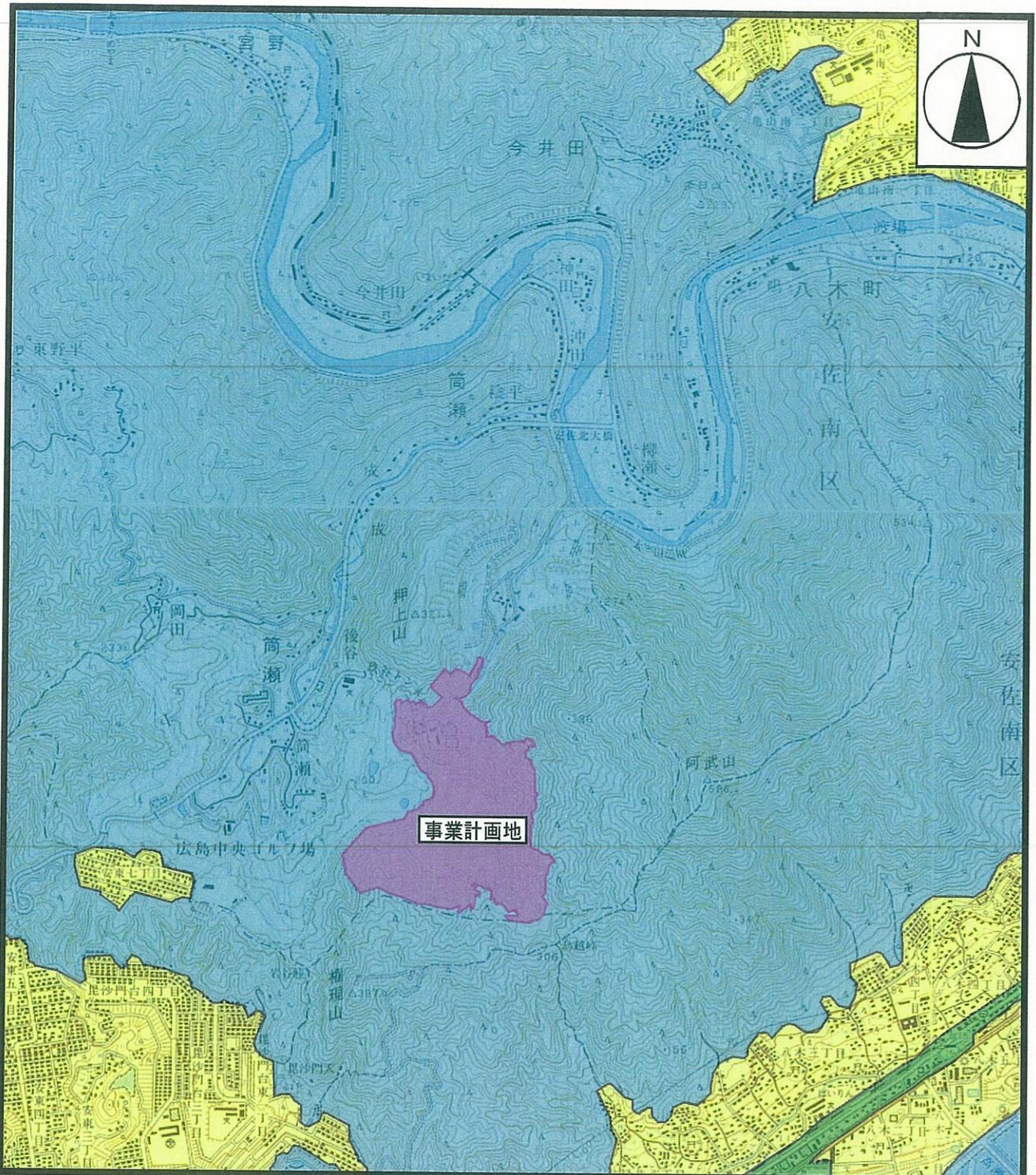
区域の区分	許容限度
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 13
第 3 種区域	臭気指数 15

注) 広島市における区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域： 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域の定めのある地域

第 2 種区域： 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の定めのある地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域

第 3 種区域： 工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域の定めのない地域



凡例

	事業計画地
	規制区域
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域

S=1 : 25,000

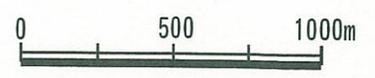


図3-2.9
・規制地域指定状況(悪臭)

(ホ) 水環境（水質汚濁）

a 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）は表 3-2. 20 及び表 3-2. 21 のとおりである。

なお、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は、事業計画地周辺では太田川がA類型に指定されている。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2. 20 のとおりである。

表 3-2. 20 人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域：昭和 46 年環境庁告示第 59 号

地下水：平成 9 年環境庁告示第 10 号

ダイオキシン類：平成 11 年環境庁告示第 68 号

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、告示に掲げる方法により調査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。			
4 ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。			

表 3-2.21 生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

河川 (湖沼を除く)

昭和 46 年環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b 規制基準等

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（「基準省令」という。）に基づく、一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準のうち、埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水水質への影響の有無を判断するために実施することとされている地下水水質検査項目及びその基準値は、表 3-2. 22 に示すとおりである。

また、広島市下水道条例で定める下水道への排除基準は表 3-2. 23 に示すとおりである。

表 3-2. 22 地下水水質検査項目及び基準

項 目	基 準 値
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
備考	「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2. 23 下水道への排除基準

項 目		下水道への排除基準値	
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	シアン化合物	1mg/L 以下	
	有機燐化合物	1mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
	質	チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン		0.03mg/L 以下	
チオベンカルブ		0.2mg/L 以下	
ベンゼン		0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物		0.1mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物		15mg/L 以下	
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L 以下	
生 活 環 境 項 目 等		クロム及びその化合物	2mg/L 以下
		フェノール類	5mg/L 以下
		銅及びその化合物	3mg/L 以下
	亜鉛及びその化合物	5mg/L 以下	
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満	
	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満	
	窒素含有量	240mg/L 未満	
	リン含有量	32mg/L 未満	
	n-ヘキサン抽出 物質含有量	鉍油類 動植物油脂類	5mg/L 以下 30mg/L 以下
	水素イオン濃度 (pH)		5 を超え 9 未満
	温度		45℃ 未満
沃素消費量		220mg/L 未満	

(カ) 土壤環境 (土壤汚染)

土壤の汚染に係る環境基準は表 3-2. 24 に示すとおりである。

表 3-2. 24 土壤の汚染に係る環境基準

平成 3 年環境庁告示第 46 号

ダイオキシン類：平成 11 年環境庁告示第 68 号

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 「検液中に検出されないこと」とは、調査法の欄に掲げる方法により調査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

ウ 本事業の実施に伴う公害の防止に係る基準の一覧

環境基準の一覧は表 3-2. 25 (1)～(2)、規制基準の一覧は表 3-2. 25 (3)、下水道排除基準の一覧は表 3-2. 25 (4) に示すとおりである。

表 3-2. 25 (1) 環境基準の一覧 (その 1)

分類	項目	環境基準値
大気汚染	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
	ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
	トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
	ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
	ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
騒音	環境騒音レベル (B 類型)	昼間 (6～22 時) : 55dB 以下、夜間 (22～6 時) : 45dB 以下
振動	振動については環境基準は定められていない。	
悪臭	悪臭については環境基準は定められていない。	
水質汚濁	カドミウム	0.01mg/L 以下
	全シアン	検出されないこと
	鉛	0.01mg/L 以下
	六価クロム	0.05mg/L 以下
	砒素	0.01mg/L 以下
	総水銀	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	P C B	検出されないこと
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下
	シマジン	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下
	セレン	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
	ふっ素	0.8mg/L 以下
	ほう素	1mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	

表 3-2. 25 (2) 環境基準の一覧 (その 2)

分類	項 目	環 境 基 準 値
土 壌 汚 染	カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
	全シアン	検液中に検出されないこと。
	有機磷	検液中に検出されないこと。
	鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
	六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
	砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
	総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
	PCB	検液中に検出されないこと。
	銅	農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
	ダイオキシン類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ/以下であること。

表 3-2. 25 (3) 規制基準の一覧

分類	関係法令	項 目	規 制 基 準 値	
騒音	騒音規制法	騒音レベル (第二種区域)	昼間 (8~18 時)	55dB 以下
			朝 (6~8 時) ・ 夕 (18~22 時)	50dB 以下
			夜間 (22~6 時)	45dB 以下
振動	振動規制法	振動レベル (第一種区域)	昼間 (7~19 時)	60dB 以下
			夜間 (19~7 時)	55dB 以下
悪臭	悪臭防止法	臭気指数 (第 3 種区域)	許容限度 15	
土 壌 汚 染	土壌汚染について、規制基準は定められていない。			

表 3-2. 25 (4) 下水道排除基準の一覧

分類	関係法令	項目	排除基準値
水質汚濁	広島市下水道条例	カドミウム及びその化合物	0. 1mg/L 以下
		シアン化合物	1mg/L 以下
		有機燐化合物	1mg/L 以下
		鉛及びその化合物	0. 1mg/L 以下
		六価クロム化合物	0. 5mg/L 以下
		砒素及びその化合物	0. 1mg/L 以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 005mg/L 以下
		アルキル水銀化合物	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0. 003mg/L 以下
		トリクロロエチレン	0. 3mg/L 以下
		テトラクロロエチレン	0. 1mg/L 以下
		ジクロロメタン	0. 2mg/L 以下
		四塩化炭素	0. 02mg/L 以下
		1, 2-ジクロロエタン	0. 04mg/L 以下
		1, 1-ジクロロエチレン	0. 2mg/L 以下
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4mg/L 以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 06mg/L 以下
		1, 3-ジクロロプロペン	0. 02mg/L 以下
		チウラム	0. 06mg/L 以下
		シマジン	0. 03mg/L 以下
		チオベンカルブ	0. 2mg/L 以下
		ベンゼン	0. 1mg/L 以下
		セレン及びその化合物	0. 1mg/L 以下
		ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
		ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
		クロム及びその化合物	2mg/L 以下
		フェノール類	5mg/L 以下
		銅及びその化合物	3mg/L 以下
		亜鉛及びその化合物	5mg/L 以下
		鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
		浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
		窒素含有量	240mg/L 未満
		燐含有量	32mg/L 未満
		n-ヘキサン抽出	5mg/L 以下
		物質含有量	30mg/L 以下
		水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満
		温度	45℃ 未満
沃素消費量	220mg/L 未満		

② 広島市環境基本計画

ア 計画の目標と基本方針

広島市では、今日の環境問題に対応するため、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、施策の基本となる事項などを定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成 11 年 3 月に制定し、同年 4 月 1 日から施行した。この条例に定める内容の具体化を進めるため、平成 13 年 10 月に、条例第 34 条の規定に基づき「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」の基本的な計画（環境基本計画）を策定し、本市の将来像を以下のように設定している。

「環境を保全し、創造する都市・広島」

～広島らしい環境保全・創造によりアイデンティティ形成の一翼を担う～

※「アイデンティティ形成」について
広島市基本構想及び第 4 次広島市基本計画において、広島市のアイデンティティの形成（都市の主体性や個性、独自性を確立し自覚すること）により、広島らしい都市の姿や市民の生活を実現していくこととしている。

この将来像を具現化するために、以下の 5 つの基本目標を設定している。

- 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する
- 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を創造する
- 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、創造する
- 地球環境の保全に積極的に貢献する
- 市民・事業者・市の協働により環境の保全と創造に取り組む

資料：「広島市環境基本計画」（平成 13 年（2001 年）10 月、広島市）

イ 地域別環境配慮指針

広島市域内の各地域は、自然条件や土地利用の状況が異なっており、今後推進すべき環境づくりのあり方も一様ではないことから、地域の環境特性に応じた、よりきめ細かい環境への配慮指針を作成する必要がある。

広島市環境基本計画では、各地域の環境特性を踏まえて、その地域での環境づくりの方向性と主要な取組の内容を示している。

(7) 地域区分の考え方

地域の区分に当たっては、自然環境、土地利用、人と環境との関わり、及び環境単位としてある程度まとまりを持つ地域（特に周辺部に見られる流域を基本とした単位）であることなどを勘案し、図 3-2. 10 に示すように、広島市域を 10 地域に区分した。

事業計画地は、「(7) 太田川中流域」の区分内に存在する。

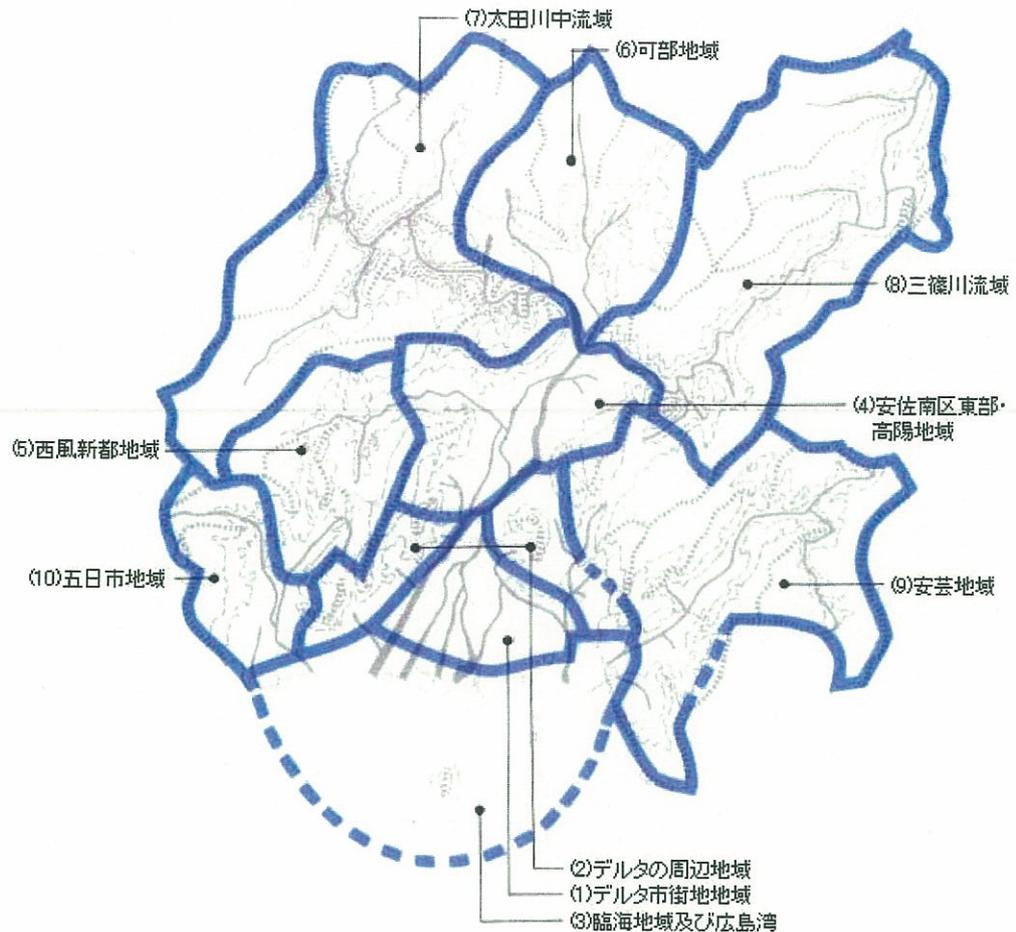


図 3-2.10 地域の区分

(i) 地域別の概況、環境づくりの方向

地域別環境配慮指針では、環境基本計画策定のための基礎資料を得るため、平成 11 年 11 月に「環境に関する市民アンケート調査」を実施している。

このアンケート調査の中に、アンケート回答者の居住地周辺の環境（空気のきれいさ、水辺環境のきれいさ、緑の豊かさ、まちの静かさ、まちの清潔さ、自然とのふれあい、くらしの快適さ、街並みの美しさ、総合評価、の 9 項目）に対する満足度を問う設問がある。

それぞれの項目に選択肢が「満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」の 5 つ設定されているが、「満足」=2、「やや満足」=1、「どちらでもない」=0、「やや不満」=-1、「不満」=-2 とした加重平均によって得た値を「地域住民の満足度」として捉えている。太田川中流域における環境の概況、地域住民の満足度、環境づくりの方向等は、表 3-2.26 及び図 3-2.11 に示すとおりである。

表 3-2. 26 太田川中流域における概況及び環境づくりの方向

項目	概況・内容
環境特性	太田川中流域を軸とした、自然の豊かな農林地域
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大部分の地域が植林、自然林及び田畑で占められ、豊かな自然が残っている。 ・ 地域の中心に太田川が流れており、貴重な自然環境資源になっている。 ・ 太田川は著しく蛇行しており、多様な地形・地質が見られる。 ・ 太田川本流には、キシツツジ群落などの川岸植生が発達し、古生層からなる支流の宇賀峡、瀬谷などではアカマツやヒノキの林がみられる。 ・ 阿戸のモミ林など貴重な植物群落がある。
生活環境 (地球環境含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に工場等が少なく、環境の状況は総じて良好である。 ・ 吉山川一帯及び鈴張川一帯は、農用地区域(将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域)が広がっている。 ・ 山地が多く、林業が比較的盛んに営まれている。 ・ 道路空間も快適であり、渋滞も少ない。集落が奥深い山あい形成されている。 ・ 鈴張川、吉山川及び高山川は、良好な水質を保持している。 ・ 太田川中流域は、水質が良好で、環境省の名水百選に選定されている。
快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田川は、どの流域も非常に景観・親水性に優れ、多くの場所で釣り、水浴、キャンプなどレクリエーションの場として利用されている。 ・ 鈴張川、小河内川、高山川、吉山川上流域は、ホテルの生息空間となっている。 ・ 宇賀峡は、自然とのふれあいの場として、ハイキングなどで利用されている。 ・ 花みどり公園には四季の花を見るため、安佐動物公園には動物とのふれあいや観察のため、多くの市民が訪れている。 ・ 谷あいには棚田があり、里山の環境が残されている。 ・ 宮野八幡神社の大エノキ、養山八幡神社の社叢などが天然記念物に指定されている。
地域住民の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺環境、緑の豊かさ、まちの静かさ・清潔さ、自然とのふれあい、街並みの美しさなど環境面の全ての部分で、非常に高い満足度が得られている。一方、くらしの快適さについては、やや満足度が低い。 ・ 総合評価でみると、広島市全域に比べて非常に大きく、全 10 地域の中で最も満足度が高い。(図 3-2. 11 参照)
基本方向	<p>～美しい中国山地・太田川流域の自然を守り、人が自然とふれあえる地域環境の形成を目指す～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥深い山々とその間に築かれた集落、太田川や支流の清らかな水辺などの美しい自然を将来に伝え、自然とのふれあいの場としての地域づくりを進める。
施策展開の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域林業の振興策と連携しつつ、流域の優れた山林の環境を保全する。 ・ 開発等によって消失した河畔林の植生を回復させるとともに、現存する河畔林の有効な保全を図る。 ・ ほ場整備等の農業生産基盤の整備や棚田の保全・活用など、当地域に多くある農地の保全に努める。また、環境への負荷の少ない有機栽培や減農薬栽培等の普及など環境保全型農業の促進を図る。 ・ 宇賀峡などの山林・溪流の市民利用や野登呂山の自然の利用などを進めるなど、山の緑とのふれあいを促進する。 ・ 太田川中流域の自然を活用したレクリエーション空間の形成を図る。 ・ 都市住民が農業を直接体験できる市民菜園や市民農園の整備・拡充に努める。 ○健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を創造する <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な水質を保つため、集落地域の生活排水対策を進める。 ○潤いと安らぎのある都市環境を保全し、創造する <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境や田園環境と調和した安らぎのある住宅地や美しい農村景観の形成を図る。 ○地球環境の保全に積極的に貢献する <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努める。

資料：「広島市環境基本計画」(平成 13 年(2001 年)10 月、広島市)

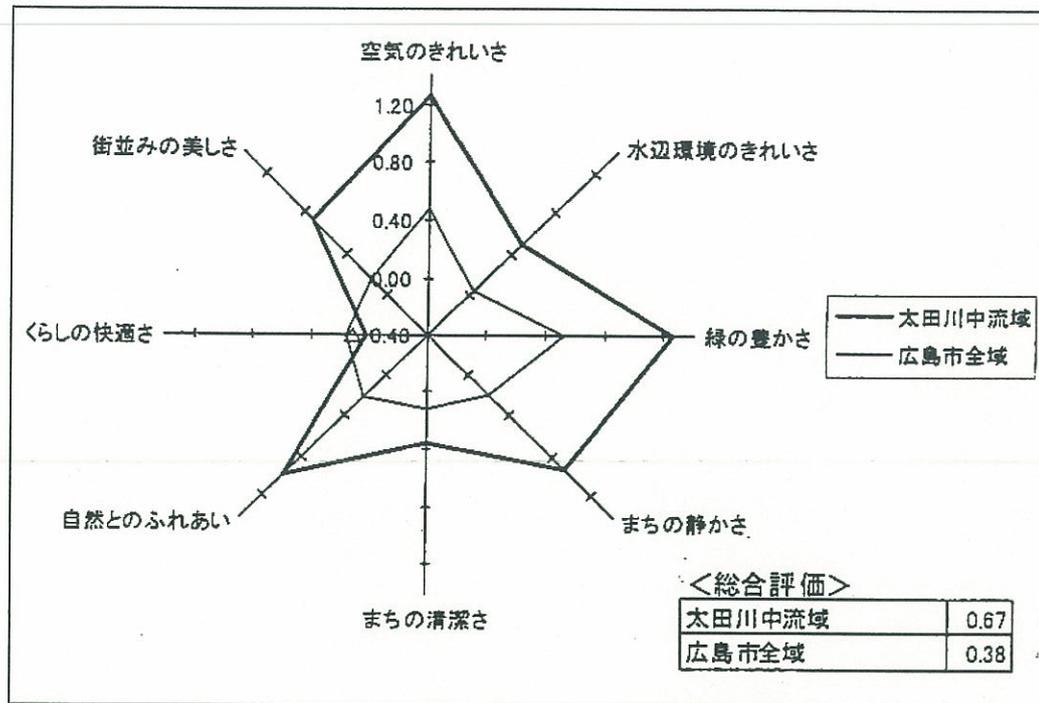


図 3-2.11 地域住民の満足度（太田川中流地区）

ウ 事業別環境配慮指針

目指す目標の実現していくためには、現在実施している一定規模以上の事業を対象とする環境影響評価だけではなく、環境に影響を及ぼすおそれのある全ての事業について、環境保全に関する適切な配慮がなされる必要がある。また、それらの環境配慮は事業の性格により異なってくるものであることから事業の類型毎に主な配慮の指針を定めている。

本事業に関する事業別環境配慮指針は表 3-2.27 に示すとおりである。

表 3-2.27 事業別環境配慮指針

区分	環境配慮指針
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 施設の建設等に当たっては、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進するとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型の建築物の導入に努める。 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
廃棄物・下水処理系の事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模別の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭等を進行させることのないように配慮する。 有害化学物質などによる環境汚染が生じないように、廃棄物や汚泥の処理・処分を適正に行う。 焼却灰や下水汚泥の資源化を図るとともに、焼却による余熱や下水熱の有効利用に努める。 廃棄物処理系の事業については、廃棄物の運搬に際して周辺へ影響を与えないよう、適切な輸送経路の設定や低公害車の導入に努める。 施設内緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。